

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の 利用促進の在り方に関する検討会の開催について

1. 趣旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号) 附則第 2 条第 1 項では、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、同条第 2 項では、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。

また、同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においても位置付けられている。

これらを踏まえ、上記各事項について調査・検討を行うため、本検討会を開催する。

2. 構成等

- (1) 検討会構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 検討会は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (5) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課が行う。

※ 関係省等：法務省、最高裁判所

3. 主な検討事項

- (1) 要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- (2) 児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

4. その他

検討会は原則公開とする。

別紙

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の
利用促進の在り方に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、○座長、敬称略)

岩崎 美枝子	公益社団法人家庭養護促進協会理事
金子 敬明	千葉大学大学院専門法務研究科教授
上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部准教授、医師
久保 健二	福岡市こども総合相談センター課長、弁護士
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科准教授
床谷 文雄	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター所長
峯本 耕治	弁護士（長野総合法律事務所）
森口 千晶	一橋大学経済研究所教授
山田 不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長、医師
山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員
横田 光平	同志社大学司法研究科教授
吉田 彩	東京家庭裁判所判事
○ 吉田 恒雄	駿河台大学学長